

宮崎県公報

平成28年6月2日(木曜日) 第 2799 号

峼 癷 行

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目	次
---	---

○指定居宅サービス事業者の指定…………(長寿介護課) 1 公 ○指定居宅介護支援事業者の指定…………(// // // //) 1 ○指定介護予防サービス事業者の指定………(// //) 2 ○指定居宅サービス事業の廃止………(") 2 ○指定居宅介護支援事業の廃止………………(// // // // // // //) 2 ○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商工政策課)9 ○指定介護予防サービス事業の廃止………(″) 3 ○指定障害児通所支援事業者の指定………(障がい福祉課) 3

○土砂災害警戒区域の指定の解除………(砂防課) 4 ○土砂災害警戒区域の指定……………(") 5 ○土砂災害特別警戒区域の指定…………(″) 7 ○第二種特定鳥獣管理計画の変更………(自然環境課)9 ○イノシシ及びニホンジカに係る指定管理鳥獣捕 獲等事業に関する実施計画の策定………(// //)9 ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見…………………(// //) 10

宮崎県告示第 382号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に より、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指定居宅	サービス 紫 所	指定居宅	サービス 巻 者	指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570302515	訪問看護ステーション ふじ	宮崎県延岡市柳沢 町二丁目3番1号	株式会社フジェン タープライズ	宮崎県延岡市浜砂 二丁目10番29号	平成28年4月1日	訪問看護
4560290308	訪問看護ステーションほほえみの園	宮崎県都城市丸谷 町4670番地	社会福祉法人丸野 福祉会	宮崎県都城市丸谷 町4670番地	平成28年4月1日	訪問看護
4572001628	訪問介護 優	宮崎県児湯郡新富 町上富田3805番地	株式会社兒玉	宮崎県児湯郡新富 町上富田3805番地	平成28年4月1日	訪問介護
4570302523	株式会社友愛薬局	宮崎県延岡市南町 一丁目2番地4	株式会社友愛薬局	宮崎県延岡市南町 一丁目2番地4	平成28年4月1日	居宅療養管理指 導

宮崎県告示第 383号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定に より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成28年6月2日

介護保険事業	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	介護支援	指 定 居 宅 介 護 支 援事 業 者		指定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570203887	居宅介護支援事業 所 り・すまいる	宮崎県都城市花繰 町12号2番地	合同会社Re S mile	宮崎県都城市花繰 町12号2番地	平成28年4月1日	居宅介護支援
4570401317	居宅介護支援事業 所なのはな	宮崎県日南市大堂 津2丁目16番4号	有限会社なのはな	宮崎県日南市大堂 津2丁目16番4号	平成28年 4 月27日	居宅介護支援

宮崎県告示第 384号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指 定 介サービス	護 予 防 事 業 所	指 定 介 サ ー ビ ン	護 予 防 事 業 者	指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570302515	訪問看護ステーション ふじ	宮崎県延岡市柳沢 町二丁目3番1号	株式会社フジェン タープライズ	宮崎県延岡市浜砂 二丁目10番29号	平成28年4月1日	介護予防訪問看 護
4560290308	訪問看護ステーションほほえみの園	宮崎県都城市丸谷 町4670番地	社会福祉法人丸野 福祉会	宮崎県都城市丸谷 町4670番地	平成28年4月1日	介護予防訪問看 護
4572001628	訪問介護 優	宮崎県児湯郡新富 町上富田3805番地	株式会社兒玉	宮崎県児湯郡新富 町上富田3805番地	平成28年4月1日	介護予防訪問介 護
4570601320	デイサービス凛	宮崎県日向市財光 寺字中ノ原1164番 1	特定非営利活動法 人あったかほーむ 愛あい	宮崎県日向市財光 寺2939番地8	平成28年4月1日	介護予防通所介 護
4570302523	株式会社友愛薬局	宮崎県延岡市南町一丁目2番地4	株式会社友愛薬局	宮崎県延岡市南町一丁目2番地4	平成28年4月1日	介護予防居宅療 養管理指導

宮崎県告示第 385号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定 居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指定居宅		指定居宅事 賞	サービス 巻 者	廃止	サービスの
所番号	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4572101139	1139 ハートケアこころ 宮崎県東臼杵郡門 川町庵川西 2 丁目 109番地		株式会社心笑	宮崎県日向市財光寺 463番地8	平成28年 4 月15日	訪問介護
4572000968	デイサービスセン ター エンゼル	宮崎県児湯郡川南 町川南 12715番地 1	株式会社介護とリ ハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南 町川南 12714番地 13	平成28年 4 月18日	通所介護
4560390124	セントケア訪問看 護ステーション延 岡北	宮崎県延岡市日の 出町一丁目 4 - 4 サンルートビル 102 A	セントケア九州株 式会社	熊本県熊本市十禅 寺一丁目3番1号	平成28年 4 月30日	訪問看護

宮崎県告示第 386号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定

居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。 平成28年6月2日

介険	護事	保業	指定居宅介護支援事 業 所		指事		介護支援	廃止	サービスの			
	番	号	名	称	所	在 地	名	称	主たる事務 所の所在地	年月日	種	類
45717	0065	9	指定居宅 事業所あ			都城市高山 3128- 1		営利活動法 の福祉を考 大樹	宮崎県都城市高崎町縄瀬3128-1	平成28年 4 月25日	居宅介護	支援

宮崎県告示第 387号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保	指 定 介サービン	護 予 防 ス 事 業 所	指 定 介サービス	護 予 防ス 事 業 者	廃 止	サービスの
所 番 号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4572000968	デイサービスセン ター エンゼル	宮崎県児湯郡川南 町川南 12715番地 1	株式会社介護とリ ハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南 町川南 12714番地 13	平成28年4月18日	介護予防通所介 護
4560390124	セントケア訪問看 護ステーション延 岡北	宮崎県延岡市日の 出町一丁目 4 - 4 サンルートビル 102 A	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅 寺一丁目3番1号	平成28年 4 月30日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 388号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	指定障害 支援	序 児 通 所 事 業 所	指定障害	害 児 通 所 事 業 者	指定	事業等
番号	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	年月日	の種類
4552000244	育成サポート友遊 川南	児湯郡川南町大字 川南 23612の 2	株式会社常喜	鹿児島県霧島市霧 島田口2614番地 1	平成28年5月1日	放課後等デイサ ービス
4550300240	レスパイトサービ スあるたす	延岡市天神小路 3 12番地 4	合同会社レスパイ トサービスあるた す	延岡市天神小路 3 12番地 4	平成28年5月1日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス
4550300257	放課後クラブいん くる	延岡市天神小路 3 10番地37	合同会社レスパイ トサービスあるた す	延岡市天神小路 3 12番地 4	平成28年5月1日	放課後等デイサ ービス
4550700043	ひだまり	串間市大字西方53 20番地 5	一般社団法人虹	串間市大字大平69 77番地	平成28年5月1日	児童発達支援
4550200341	児童発達支援事業 所 カラーズ 放課後等デイサー ビス カラーズ	都城市立野町3851 番 1	株式会社ライフウェル	熊本県熊本市南区 富合町南田尻 471 番地	平成28年 5 月16日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 389号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月2日から平成28年6月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月2日

路線	道路	各の	路線名	X	間	新旧	敷地の 幅 員	延 長
番号	種	類	11 NY 11	Δí	l¤1	の別	(メートル)	(メートル)
214	県道	笪	上祝子 綱の瀬 線	町菅原	市北方 原字馬 031番	旧	5.6~ 11.7	205. 8
			NAK	1 地分 同市同	たから 司町菅 字未10	新	6.8~ 18.5	205. 8
					4 地先			

宮崎県告示第 390号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月2日から平成28年6月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方 町槇峰字松 崎ノ下未 4 85番 6 地先 から同市同 町槇峰同字 未 485番 4 地先まで	新	3.8~ 4.8 4.0~ 8.1	44. 6

宮崎県告示第 391号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月2日から平成28年6月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅量	延長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字 奈留字園田	IΞ	7.7~ 8.3	248.0
			5283番1地 先から同市 同大字字蔵	新	10.0~ 21.5	248. 0
			満5187番 2 地先まで			

宮崎県告示第 392号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 谷川地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 から標柱 6 号までを順次結んだ線、標柱 6 号と標柱 7 号を平成 2 年宮崎県告示第 421-2 号第16項で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱 7 号と標柱 8 号を市道外浦小田線官民地境界に沿って結んだ線、標柱 8 号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域(昭和54年宮崎県告示第449号魚見地区で指定した土地を除く)

(2) 標柱の表示

標柱番号		標柱	の ‡	すす	る	土.	地	
1	日南市南	郷町潟	上字魚見	1179	8番 6			
2	"	"	//	1179	7番 2			
3	"	"	//	1179	7番 2			
4	"	"	//	1179	7番 1			
5	"	"	//	1179	7番 1			
6	"	"	//	1179	7番 1			
7	"	"	字地洞	前63番				
8	"	"	//	63番				
9	"	"	//	64番	5			
10	"	"	//	64番	5			

宮崎県告示第 393号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年6月29日第443号、平成19年4月26日第431号及び平成20年7月14日第566号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のと おりとする。

平成28年6月2日

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
西都市	城 平	I - 1 - 1026	急傾斜地の崩壊
	石貫(1)	I - 1 - 3377	急傾斜地の崩壊
	下 山 路	I - 1 - 1023	急傾斜地の崩壊
	法瀬ヶ丸谷 1	II - 1 - 5969	急傾斜地の崩壊
	上 山 路	II - 1 - 6009	急傾斜地の崩壊

崎 県 公 報 (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及

び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 394号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす

平成28年6月2日

		呂崎県知事	川 野 俊 丽
市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	小崎谷川	06 - 381 - 1 - 012	土 石 滂
	風呂の谷川	06 - 381 - 1 - 013	土 石 滂
	泉谷川	06 - 381 - 1 - 014	土 石 汾
	小竹原川	06 - 381 - 1 - 023	土 石 滂
	西法ヶ代谷川	06 - 381 - 1 - 024	土石资
	東法ヶ代谷川	06 - 381 - 1 - 025	土 石 滂
	東法ヶ代谷 川-新①	06-381-1-025 -新①	土 石 淀
	西六反田川	06 - 381 - 1 - 026	土 石 汾
	法ヶ代川	06 - 381 - 1 - 027	土 石 滂
	法ヶ代川-新①	06- 381-1- 027 -新①	土 石 浐
	赤谷川-新②	06-381-1-031 -新②	土 石 滂
	西新田谷川	06 - 381 - 1 - 034	土 石 滂
	石代川	06 - 381 - 1 - 037	土石源
	石代川-新	06- 381-1- 037 -新①	土 石 浐
	石代川-新	06-381-1-037 -新②	土 石 浐
	横峯谷川	06 - 381 - 1 - 038	土 石 滂

平成 28 年	5 6 月 2 日 (木曜日)弗	2799	亏
冷窪谷川 - 1	06-381-1-038 -新①	土	石	流
早馬谷川 -	06- 381-1- 038 -新②	土	石	流
早馬谷川 - 2	06-381-1-038 -新③	土	石	流
北小崎谷川	06 - 381 - 2 - 014	土	石	流
古宮田谷川	06 - 381 - 2 - 024	土	石	流
古宮田川1	06 - 381 - 2 - 025	土	石	流
古宮田川 2	06 - 381 - 2 - 026	土	石	流
押田谷川	06 - 381 - 2 - 028	土	石	流
木場下谷川	06 - 381 - 2 - 029	土	石	流
山崎川	06 - 381 - 2 - 030	土	石	流
深水	I - 1 - 0847	急傾縮	料地の	崩壊
深水 - 2	I - 1 - 0848	急傾縮	料地の	崩壊
小崎	I - 1 - 0856	急傾縮	料地の	崩壊
小崎-新①	I - 1 - 0856 - 新①	急傾縮	料地の	崩壊
南城寺	I - 1 - 0865	急傾縮	料地の	崩壊
原田-5	I - 1 - 0867	急傾缩	料地の	崩壊
原田 - 4	I - 1 - 0868	急傾縮	料地の	崩壊
石代-1	I - 1 - 0881	急傾缩	料地の	崩壊
辻 - 0	I - 1 - 0884	急傾縮	料地の	崩壊
中 尾	I - 1 - 0886	急傾縮	料地の	崩壊
中尾-新①	I - 1 - 0886 - 新①	急傾縮	料地の	崩壊
中尾-新②	I - 1 - 0886 - 新②	急傾縮	料地の	崩壊
Щ П	I - 1 - 0887	急傾縮	料地の	崩壊
粟 野	I - 1 - 0891	急傾斜	料地の	崩壊
粟野-新①	I-1-0891-新①	急傾斜	料地の	崩壊
粟野-新②	I - 1 - 0891 - 新②	急傾縮	料地の	崩壊

1 100, 20	T 0 /1 2	日(个唯日) 弗 2/9	9 7	본	吳 公	羊区	
	粟野-新③	I-1-0891-新③	急傾斜地の崩壊		押田-3	II - 1 -5723	急傾斜地の崩壊
		I - 1 - 0892	急傾斜地の崩壊		押田 - 4	II - 1 - 5724	急傾斜地の崩壊
					田中-1	II - 1 - 5726	急傾斜地の崩壊
	押田	I - 1 - 0921	急傾斜地の崩壊		田中-1-	H 1 5700 #50	在 個別地 5 岩塘
	新開 - 1	I - 1 -3331	急傾斜地の崩壊		新①	Ⅱ - 1 - 5726 - 新①	急傾斜地の崩壊
	八反	I - 1 - 3334	急傾斜地の崩壊		板ヶ八重- 2	II - 1 - 5727	急傾斜地の崩壊
	八反-新①	I - 1 - 3334 - 新①	急傾斜地の崩壊		板ヶ八重-		
	板ヶ八重- 1	I - 1 - 3335	急傾斜地の崩壊		3	II - 1 - 5728	急傾斜地の崩壊
	板ヶ八重-				横峯 - 2	II - 1 - 5731	急傾斜地の崩壊
	1-新①	I-1-3335-新①	急傾斜地の崩壊		横峯-2- 新①	Ⅱ - 1 - 5731 - 新①	急傾斜地の崩壊
	辻 - 1	I - 1 - 3337	急傾斜地の崩壊		山崎 - 2	II - 1 -5732	急傾斜地の崩壊
	辻-1-新 ①	I - 1 - 3337 - 新①	急傾斜地の崩壊		山崎 - 3	II - 1 - 5733	急傾斜地の崩壊
	辻-1-新②	I - 1 - 3337 - 新②	急傾斜地の崩壊		山崎-3- 新①	Ⅱ - 1 - 5733 - 新①	急傾斜地の崩壊
	辻-1-新 ③	I - 1 - 3337 - 新③	急傾斜地の崩壊		古宮田 - 1	II - 1 - 5737	急傾斜地の崩壊
	長 迫	I - 1 - 3342	急傾斜地の崩壊		田中 - 2	II - 1 - 5738	急傾斜地の崩壊
	山崎 - 1	I - 1 - 3348	急傾斜地の崩壊		田中-2-新①	II - 1 - 5738 - 新①	急傾斜地の崩壊
	押田 - 6	II - 1 - 0864	急傾斜地の崩壊		古宮田-2	II - 1 - 5746	急傾斜地の崩壊
	横峯-0	II - 1 -0883	急傾斜地の崩壊		古宮田-3	II - 1 - 5747	急傾斜地の崩壊
	冷 窪	II - 1 - 0885	急傾斜地の崩壊		古宮田-4	II - 1 - 5748	急傾斜地の崩壊
	冷窪-新①	Ⅱ - 1 - 0885 - 新①	急傾斜地の崩壊		古宮田-5	II - 1 - 5749	急傾斜地の崩壊
	冷窪-新②	Ⅱ - 1 - 0885 - 新②	急傾斜地の崩壊		田中 - 3	II - 1 - 5750	急傾斜地の崩壊
	城ヶ峰	II - 1 - 0894	急傾斜地の崩壊		田中 - 4	II - 1 -5751	急傾斜地の崩壊
	城ヶ峰-新	Ⅱ - 1 - 0894 - 新①	急傾斜地の崩壊		田中-4-新①	Ⅱ - 1 - 5751 - 新①	急傾斜地の崩壊
	城ヶ峰-新②	Ⅱ - 1 - 0894 - 新②	急傾斜地の崩壊		田中-4-新②	Ⅱ - 1 - 5751 - 新②	急傾斜地の崩壊
	押田 - 2	II - 1 - 5722	急傾斜地の崩壊		田中-4-新3	Ⅱ - 1 - 5751 - 新③	急傾斜地の崩壊

原田-1	II - 1 - 5752	急傾斜地の崩壊
原田 - 2	II - 1 - 5753	急傾斜地の崩壊
下町 - 2	II - 1 - 5771	急傾斜地の崩壊
花 見	II - 1 - 5772	急傾斜地の崩壊
矢 越	II - 1 - 5773	急傾斜地の崩壊
矢越-新①	Ⅱ - 1 - 5773 - 新①	急傾斜地の崩壊
城ヶ峯-1	II - 1 - 5774	急傾斜地の崩壊
城ヶ峯-2	II - 1 - 5775	急傾斜地の崩壊
原田 - 3	II - 1 - 5823	急傾斜地の崩壊
押田 - 5	Ⅲ — 1 — 9527	急傾斜地の崩壊
深水 - 1	Ⅲ − 1 −9528	急傾斜地の崩壊
法ヶ代	Ⅲ — 1 — 9529	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 395号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必 要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年6月2日

市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 (渓流)番号	原因となる自然
宮崎市	風呂の谷川	06 - 381 - 1 - 013	土 石 流
	西法ヶ代谷川	06 - 381 - 1 - 024	土 石 流
	東法ヶ代谷川	06 - 381 - 1 - 025	土 石 流
	東法ヶ代谷 川-新①	06- 381-1- 025 -新①	土 石 流
	法ヶ代川	06 - 381 - 1 - 027	土 石 流

平成 28 年	- 0 月 2 日(不唯日	/ 20	2/00	7
法ヶ代川- 新①	06-381-1-027 -新①	土	石	流
赤谷川-新	06- 381-1- 031 -新②	土	石	流
西新田谷川	06 - 381 - 1 - 034	土	石	流
石代川	06 - 381 - 1 - 037	土	石	流
石代川-新 ②	06- 381-1- 037 -新②	土	石	流
横峯谷川	06 - 381 - 1 - 038	土	石	流
早馬谷川 - 2	06- 381-1- 038 -新3	土	石	流
北小崎谷川	06 - 381 - 2 - 014	土	石	流
古宮田谷川	06 - 381 - 2 - 024	土	石	流
山 崎 川	06 - 381 - 2 - 030	土	石	流
深水	I - 1 - 0847	急傾急	斜地の	崩壊
深水 - 2	I - 1 - 0848	急傾急	斜地の	崩壊
小 崎	I - 1 - 0856	急傾急	斜地の	崩壊
小崎-新①	I - 1 - 0856 - 新①	急傾急	斜地の	崩壊
南城寺	I - 1 - 0865	急傾急	斜地の	崩壊
原田 - 5	I - 1 - 0867	急傾急	斜地の	崩壊
原田 - 4	I - 1 - 0868	急傾急	斜地の	崩壊
石代-1	I - 1 - 0881	急傾急	斜地の	崩壊
辻 - 0	I - 1 - 0884	急傾急	斜地の	崩壊
中 尾	I - 1 - 0886	急傾急	斜地の	崩壊
中尾-新①	I - 1 - 0886 - 新①	急傾急	斜地の	崩壊
Ш	I - 1 - 0887	急傾急	斜地の	崩壊
粟 野	I - 1 - 0891	急傾急	斜地の	崩壊
粟野-新①	I - 1 - 0891 - 新①	急傾急	斜地の	崩壊
粟野-新②	I-1-0891-新②	急傾急	斜地の	崩壊

1 /24	20 0 /, 2	口 (小唯口) 为 2/3	0 - 3	占	ᄣᇊ	テ ム	干以	
	粟野-新③	I - 1 - 0891 - 新③	急傾斜地の崩壊			田中-1	II - 1 - 5726	急傾斜地の崩壊
	後田	I - 1 - 0892	急傾斜地の崩壊			田中-1-新①	Ⅱ - 1 - 5726 - 新①	急傾斜地の崩壊
	押 田	I - 1 - 0921	急傾斜地の崩壊					
	新開 - 1	I - 1 - 3331	急傾斜地の崩壊			板ヶ八重- 2	II - 1 - 5727	急傾斜地の崩壊
	八反	I - 1 - 3334	急傾斜地の崩壊			板ヶ八重- 3	II - 1 - 5728	急傾斜地の崩壊
	八反-新①	I - 1 - 3334 - 新①	急傾斜地の崩壊			横峯 - 2	II - 1 - 5731	急傾斜地の崩壊
	板ヶ八重-1	I - 1 - 3335	急傾斜地の崩壊			横峯-2-新①	Ⅱ - 1 - 5731 - 新①	急傾斜地の崩壊
	板ヶ八重- 1-新①	I - 1 - 3335 - 新①	急傾斜地の崩壊			山崎 - 2	II - 1 - 5732	急傾斜地の崩壊
	辻 - 1	I - 1 - 3337	急傾斜地の崩壊			山崎 - 3	II - 1 - 5733	急傾斜地の崩壊
	辻-1-新②	I - 1 - 3337 - 新②	急傾斜地の崩壊			山崎-3- 新①	Ⅱ - 1 - 5733 - 新①	急傾斜地の崩壊
	辻-1-新 ③	I-1-3337-新③	急傾斜地の崩壊			古宮田-1	II - 1 - 5737	急傾斜地の崩壊
	長迫	I - 1 - 3342	急傾斜地の崩壊			田中-2	II - 1 - 5738	急傾斜地の崩壊
	山崎 - 1	I - 1 - 3348	急傾斜地の崩壊			田中-2- 新①	Ⅱ - 1 - 5738 - 新①	急傾斜地の崩壊
	押田 - 6	II - 1 - 0864	急傾斜地の崩壊			古宮田-2	II - 1 - 5746	急傾斜地の崩壊
	横峯-0	II - 1 - 0883	急傾斜地の崩壊			古宮田-3	II - 1 - 5747	急傾斜地の崩壊
	冷窪	II - 1 - 0885	急傾斜地の崩壊			古宮田-4	II - 1 -5748	急傾斜地の崩壊
	冷窪-新①	Ⅱ - 1 - 0885 - 新①	急傾斜地の崩壊			古宮田-5	II - 1 - 5749	急傾斜地の崩壊
	冷窪-新②	Ⅱ - 1 - 0885 - 新②	急傾斜地の崩壊			田中-3	II - 1 - 5750	急傾斜地の崩壊
	城ヶ峰	II - 1 - 0894	急傾斜地の崩壊			田中 - 4	II - 1 - 5751	急傾斜地の崩壊
	城ヶ峰-新	Ⅱ - 1 - 0894 - 新①	急傾斜地の崩壊			田中-4-新①	Ⅱ - 1 - 5751 - 新①	急傾斜地の崩壊
	城ヶ峰-新	Ⅱ - 1 - 0894 - 新②	急傾斜地の崩壊			田中-4-新②	Ⅱ - 1 - 5751 - 新②	急傾斜地の崩壊
	押田 - 2	II - 1 - 5722	急傾斜地の崩壊			田中-4-新3	Ⅱ - 1 - 5751 - 新③	急傾斜地の崩壊
	押田 - 3	II - 1 - 5723	急傾斜地の崩壊			原田 - 1	II - 1 - 5752	急傾斜地の崩壊
	押田 - 4	II - 1 - 5724	急傾斜地の崩壊			原田 - 2	II - 1 - 5753	急傾斜地の崩壊
						νν ш Δ	π τ 0100	心医听心的

下町 - 2	II - 1 - 5771	急傾斜地の崩壊
花 見	II - 1 - 5772	急傾斜地の崩壊
矢 越	II - 1 - 5773	急傾斜地の崩壊
矢越-新①	Ⅱ - 1 - 5773 - 新①	急傾斜地の崩壊
城ヶ峯-1	II - 1 -5774	急傾斜地の崩壊
城ヶ峯-2	II - 1 - 5775	急傾斜地の崩壊
押田-5	III - 1 - 9527	急傾斜地の崩壊
深水 - 1	Ⅲ - 1 - 9528	急傾斜地の崩壊
法ヶ代	Ⅲ - 1 - 9529	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第7条の2第1項の規定により定めたイノシシ及びニ ホンジカに係る宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を変更した。

なお、変更後の計画は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西 臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第14条の2第1項の規定により、イノシシ及びニホン ジカに係る指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

なお、当該計画は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵 支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (仮称) ビッグウッド都城店

都城市早水町5号1番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ダイレックス早水店

(変更後) (仮称) ビッグウッド都城店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) 株式会社ビッグウッド 代表取締役 杉浦眞悟 愛媛県松山市井門町77番地 1

- 4 変更の年月日 平成28年5月27日
- 5 変更する理由テナント変更に伴う
- 6 届出年月日 平成28年5月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年6月2日から平成28年10月3日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年6月2日から平成28年10月3日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地ホームプラザナフコ佐土原店
 - 宮崎市佐土原町下田島9922番3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号 株式会社永野 代表取締役会長 永野雄造 宮崎市佐土原町下田島7737

宮崎県公報

- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 7,024㎡ (変更後) 7,806㎡

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) ナフコ建物南側及び西側 253台 (変更後) 本館北側、南側及び西側 264台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) なし

(変更後)資材館北側(駐輪場1)10台うめこうじ東側(駐輪場2)17台合計27台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 本館北側(荷さばき施設1) 65.0m² うめこうじ西側(荷さばき施設2) 96.0m² うめこうじ北側(荷さばき施設3) 35.0m² 196, 0m² 合計 (変更後) 本館北側(荷さばき施設1) 65. 0m² うめこうじ西側(荷さばき施設2) 96.0m² うめこうじ北側(荷さばき施設3) 35.0m² 資材館西側(荷さばき施設4) $30.0 \,\mathrm{m}^2$ 226. 0m² 合計

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 本館北側(廃棄物保管施設1)

38, 80m

うめこうじ西側 (廃棄物保管施設2)

48. 18m³

合計

(変更後) 本館北側(廃棄物保管施設1)

38. 80 m

うめこうじ西側(廃棄物保管施設2)

48. 18m³

本館東側 (廃棄物保管施設3)

26.02m³

合計 113.00㎡

- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後 8時(株式会社ナフコ)

> 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後 11時(株式会社永野)

> 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (JR九州ファーストフーズ株式会社)

(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時 (株式会社ナフコ)

> 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 (株式会社永野)

> 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (JR九州ファーストフーズ株式会社)

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後11時まで

(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成29年1月17日

- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社永野 代表取締役会長 永野雄造

宮崎市佐土原町下田島7737

JR九州ファーストフーズ株式会社 代表取締役社長 福澤広 行

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目10番7号

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置4 箇所 敷地南東側、南西側、西側及び北側
 - ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時から午後8時まで(荷さばき施設1及び4) 午前6時から午後6時まで(荷さばき施設2及び3)
- 6 届出年月日

平成28年5月16日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

86. 98m³

平成28年6月2日から平成28年10月3日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年6月2日から平成28年10月3日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、えびの市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (仮称) ドラッグコスモスえびの店

えびの市大字向江 564番 3 他

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

平成28年1月6日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

(2) 期間

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

平成28年6月2日から平成28年7月4日まで

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	処分を受けた建	設業者			処分の内容	処分の原因と	処分をした年月日	
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処力をした平月日	
宮崎県知事許可(般-23)第4365号	長友組	長友 俊正	宮崎県日南 市南郷町脇 本4255 - 4	一般	建築工事業、大工工事業	平成28年4月 5日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年 4 月 5 日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第4876号	柳田左官工業	柳田 靜夫	宮崎県延岡 市長浜町 2 -1925 - 3	一般	左官工事業	平成28年 4 月 27日 "	平成28年 4 月27日 (全廃業)	
宮 崎 県 知 事 許 可(般-23)第8947号	インテリアき よみず	清水 賢次	宮崎県都城 市上水流町 1658-2	一般	内装仕上工事業	平成28年 4 月 25日 "	平成28年 4 月25日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第 12403号	大成電工	内村 敏成	宮崎県北諸 県郡三股町 大字宮村 7 36-1	一般	電気工事業	平成28年3月 31日″	平成28年 3 月31日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第 12420号	東工業	東登美男	宮崎県都城 市高城町桜 木1545 - 4	一般	とび・土工工事業	平成28年 4 月 15日 "	平成28年 4 月15日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-23)第 12896号	黒木企画開発	黒木 専	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末58-2	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 管工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、塗装 工事業、造園工事業、 水道施設工事業	平成28年 4 月 11日 "	平成28年 4 月11日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-25)第 13164号	児玉工務店	児玉 利晴	宮崎県東諸 県郡綾町大 字北俣4562 - 6	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび ・土工工事業、屋根工 事業、ほ装工事業、内 装仕上工事業、水道施 設工事業	平成28年 4 月 21日 "	平成28年 4 月21日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第 10062号	(有)丸建工業	小倉 休幸	宮崎県北諸 県郡三股町 大字樺山50 66-1	一般	建築工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装 仕上工事業	平成28年4月 4日″	平成28年4月4日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-26)第 12663号	(有)テクニカル • キナイ	喜内 靖公	宮崎県宮崎 市田野町乙 9634-7	一般	石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事 業、水道施設工事業	平成28年 4 月 28日 "	平成28年4月28日 (一部廃業)	
宮 崎 県 知 事 許 可(般 - 27)第 13390号	佐多エンジニ アリング(株)	濱砂 一生	宮崎県宮崎 市大字本郷 北方2150- 1	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	平成28年 4 月 15日 "	平成28年 4 月15日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-27)第 13441号	兼松工業㈱	兼松 孝幸	宮崎県延岡 市大武町54 04-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	平成28年 4 月 27日 "	平成28年4月27日(一部廃業)	

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用 する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更し たいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案に ついて、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが できる。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域

日向市 大字日知屋 字畑浦、字西ノ原の各一部 竹島町の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日 向市建設部都市政策課

(2) 期間

平成28年6月2日から平成28年6年16日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案に ついて、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが できる。

平成28年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 日向延岡新産業都市計画臨港地区 細島港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域

日向市 大字日知屋 字畑浦、字西ノ原の各一部 竹島町の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日 向市建設部都市政策課

(2) 期間

平成28年6月2日から平成28年6月16日まで